〔学会報告論文〕

国際サステナビリティ基準審議会の設立過程に関する考察

川津　大樹
（星槎道都大学　専任講師）

本稿は，国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立過程を考察することが目的である。まず，証券監督者国際機構（IOSCO）と IFRS 財団の関係に着目しつつ，IOSCO の報告書を検討し，IOSCO におけるサステナビリティ報告への取り組みを分析する。その上で，IFRS 財団におけるサステナビリティ報告への取り組みの一環として公表された『サステナビリティ報告に関する協議ペーパー』（2020 年）と，それに対するコメント・レター分析を行う。これによって，IFRS 財団が，サステナビリティ基準の設定に際して，投資家と世界の資本市場におけるその他の参加者の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てるという戦略的な方向性を決定して，ISSB を設立するに至った過程を考察し，IOSCO の動向と『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レターが与えた影響を解明する。

A Study on the Establishment Process of the International Sustainability Standards Board

Daiki KAWAZU
(Lecturer, Seisa Dohto University)

The purpose of this paper is to examine the establishment process of the International Sustainability Standards Board (ISSB). First, focusing on the relationship between the International Organization of Securities Commissions (IOSCO) and the IFRS Foundation, it examines IOSCO's reports and analyzes IOSCO's approach to sustainability reporting. In addition, it analyzes the "Consultation Paper on Sustainability Reporting" (2020) published as part of the sustainability reporting efforts of the IFRS Foundation and the comment letters on the "Consultation Paper" (2020). In this way, it examines the process by which the IFRS Foundation determined its strategic direction to focus on the information material to the decisions of investors and other participants in the world's capital markets in setting sustainability standards and established the ISSB. It then elucidates the impact of IOSCO's movements and the comment letters on the "Consultation Paper" (2020) on the establishment of the ISSB.

Ⅰ　はじめに

主要 20 ヵ国（以下，G20 と略称）の財務大臣と中央銀行総裁会議は，2015 年 4 月に金融安定理事会（Financial Stability Board：以下，FSB と略称）に対して，パブリック・セクターとプライベート・セクターの関係者を招集し，金融セクターがどのように気候関連問題を配慮することができるか検討するよう要請した（G20［2015］, p.5）[(1)]。G20 の要請を受けて，FSB は，2015 年 12 月に気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：以下，TCFD と略称）を設立し（TCFD［2017］, p.2），TCFD は，2017 年に最終報告書『気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言』（TCFD［2017］）を公表した。

TCFD の取り組みと並行して，証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions：以下，IOSCO と略称）の代表理事会は，2017 年 2 月に「重点分野」の 1 つとして「資本調達とサステナビリティ問題における証券市場の役割と，関連する証券規制の役割の分析」に着手した（IOSCO［2018］, p.16）。これを受けて，IOSCO の成長・新興市場委員会（Growth and Emerging Markets Committee：以下，GEMC と略称）は，2019 年 6 月に最終報告書『新興市場におけるサステナブル・ファイナンスと証券当局の役割』（GEMC［2019］：以下，『新興市場』と略称）を公表するとともに，IOSCO 代表理事会は，2020 年 4 月に最終報告書『サステナブル・ファイナンス及び証券当局と IOSCO の役割』（IOSCO［2020a］：以下，『サステナブル』と略称）を公表した。

また，IFRS 財団の評議員会は，2019 年 10 月に，サステナビリティ報告に関するタスクフォースを設立し，その活動を経て，2020 年 9 月に『サステナビリティ報告に関する協議ペーパー』（IFRS Foundation［2020］：以下，『協議ペーパー』と略称）を公表した（IFRS Foundation［2020］, paras.1, A2：邦訳［2020］6，22 頁）。『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レターの回答（IFRS Foundation［2021b］）を踏まえ，IFRS 財団の評議員会は，2021 年 2 月に「新しい審議会」を設立する可能性に向けて取り組み始め（IFRS Foundation［2021a］），2021 年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：以下，ISSB と略称）を設立した（TRWG［2021］, p.3）。その後，ISSB は，2023 年 6 月に IFRS サステナビリティ開示基準 S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』（ISSB［2023］：以下，IFRS S1 号と略称）を公表した。IFRS S1 号（2023 年）は，一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうか「意思決定」する際に有用な企業のサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を企業に要求することを目的としている（ISSB［2023］, para.1）。すなわち，「IFRS 財団〔と ISSB〕」は，「投資家」をサステナビリティ報告の対象者として位置づけている（Adams and Abhayawansa［2021］, p.11）と考えられる。

一方，欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group：以下，EFRAG と略称）は，「（環境を含め）影響を受けるステークホルダーに対する報告企業のサステナビリティに関する重要な影響」と「自社の価値創造に対する重要なサステナビリティのリスクと機会」について，「目的適合性があり，忠実であり，比較可能な信頼性できる情報」を提供することをサステナビリティ報告の目的の 1 つとしている（EFRAG［2021］, p.17）。すなわち，EFRAG は，全てのサステナビリティ報告の利用者と，将来の潜在的な影響を含め，影響を受けるステークホルダーを報告の対象者にしている（Adams and Abhayawansa［2021］, p.11）と考えられる。したがって，サステナビリティ報告における対象者の考え方には，対立があり[(2)]，これが本稿の問題意識である。

本稿は，このような現状認識と問題意識を踏まえて，IOSCO と IFRS 財団の関係に着目しつつ，『新興市場』

（2019 年），『サステナブル』（2020 年），『協議ペーパー』（2020 年）および『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レターの分析を行い，ISSB の設立過程を解明する。

II　IOSCO と IFRS 財団の関係

国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：以下，IASC と略称）は，「世界中で容認される会計基準を設定することと，それを普及すること」を目的に，わが国を含む 9 ヵ国の会計士団体によって 1973 年に設立された。しかし，IASC は，民間の会計基準設定機関であり，会計基準の採用を各国に強制する権限を有していなかった（白鳥［1998］12，14 － 15 頁）。そこで，IASC は，1987 年に証券市場を規制する国際的な規制機関である IOSCO に接触し始め，IOSCO を諮問グループに招待することを決定し（Cafferman and Zeff［2007］, pp.10, 297）(3)，これに対して，IOSCO は，1988 年に IASC の活動を「支持する表明」を行っている（白鳥［1998］15 頁）。

また，IOSCO 専門委員会と IASC は，1995 年に国際会計基準（International Accounting Standards：以下，IAS と略称）に関する共同プレスリリースを公表した。共同プレスリリースでは，IOSCO「専門委員会にとって受け入れ可能な包括的なコア・スタンダード」が完成すれば，全てのグローバル市場における多国籍間の資金調達と上場のために，IOSCO 専門委員会が「IAS の承認（endorsements of IAS）」を勧告できると述べられている（IASC and IOSCO［1995］, p.1）(4)。この取り組みでは，IOSCO も IASC と協力しながら，会計基準の開発が進められた。そして，IOSCO 専門委員会は，IASC によって公表された会計基準を評価する「多国籍〔企業〕のための会計と開示に関する作業部会」から報告書を受け取り，報告書を検討した後，多国籍企業による IAS の使用を推奨した。これを受けて，2000 年の IOSCO 総会では，IOSCO の加盟国に対して，新たに参入する多国籍企業による IAS の使用を容認するように推奨するとともに，会計基準を設定する「IASC の作業と構造」に関与し続けるであろうと表明する決議が提案され，承認された（IOSCO［2000a］, pp.1-3；IOSCO［2000b］, p.1）(5)。

その後，国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下，IASB と略称）と国際会計基準委員会財団（International Accounting Standards Committee Foundation：以下，IASC 財団と略称）が，IASC に代わる機関として 2001 年に設立された。IASB は，IASC 財団の基準設定機関であり，IASC 財団は，IASB に対する監督組織である（川津［2023］237 － 238 頁）(6)。さらに，IASC 財団は，2009 年に定款を改定し（IASC Foundation［2009］, Preface：邦訳［2010］B1551 頁），IFRS 財団を監督するモニタリング・ボードを設立した（IFRS 財団及び国際会計基準審議会［2017］3 頁）。モニタリング・ボードは，(a) 評議員の選任手続に参画し，評議員の選任を承認すること，(b) 評議員会が負う責任が遂行されているかどうか審査し，助言を与えることおよび (c) 評議員会または評議員会の下部グループと少なくとも年 1 回会合することに関する責任を負っている。また，モニタリング・ボードは，評議員会または IASB の作業分野に関して，評議員会または評議員会の議長との会合を要請する権限を有している（IASC Foundation［2009］, para.19：邦訳［2010］B1556 頁）。

モニタリング・ボードは，金融市場監督当局との連携を確立することで「IFRS の公的な説明責任（IFRS public accountability）」を強化することを目的としている（IOSCO［2021c］, p.35）(7)。設立当初のモニタリング・ボードは，欧州委員会，IOSCO 新興市場委員会―現在の GEMC―，IOSCO 専門委員会，わが国の金融庁および米国の証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：以下，SEC と略称）の代表者で構成されており，バーゼル銀行監督委員会が，オブザーバーとして参加している（IASC Foundation［2009］,

para.21：邦訳［2010］B1556 頁）。2023 年現在のモニタリング・ボードのメンバーは，IOSCO 代表理事会，GEMC，わが国の金融庁，欧州委員会，米国の SEC，ブラジルの経済委員会，韓国の金融サービス委員会および中華人民共和国の財務省であり，バーゼル銀行監督委員会とポルトガルの証券市場委員会が，オブザーバーとして参加している（IFRS Foundation Monitoring Board［2023］, p.2）。そして，IASC 財団は，2010 年に現在の IFRS 財団へと改称された（IFRS Foundation［2010］, para.1：邦訳［2011］B1602 頁）。図表 1 は，モニタリング・ボード，評議員会および IASB という IFRS 財団における「3 層のガバナンス構造」を表している（IOSCO［2021c］, p.35）。

図表 1　IFRS 財団における 3 層のガバナンス構造（2021 年まで）

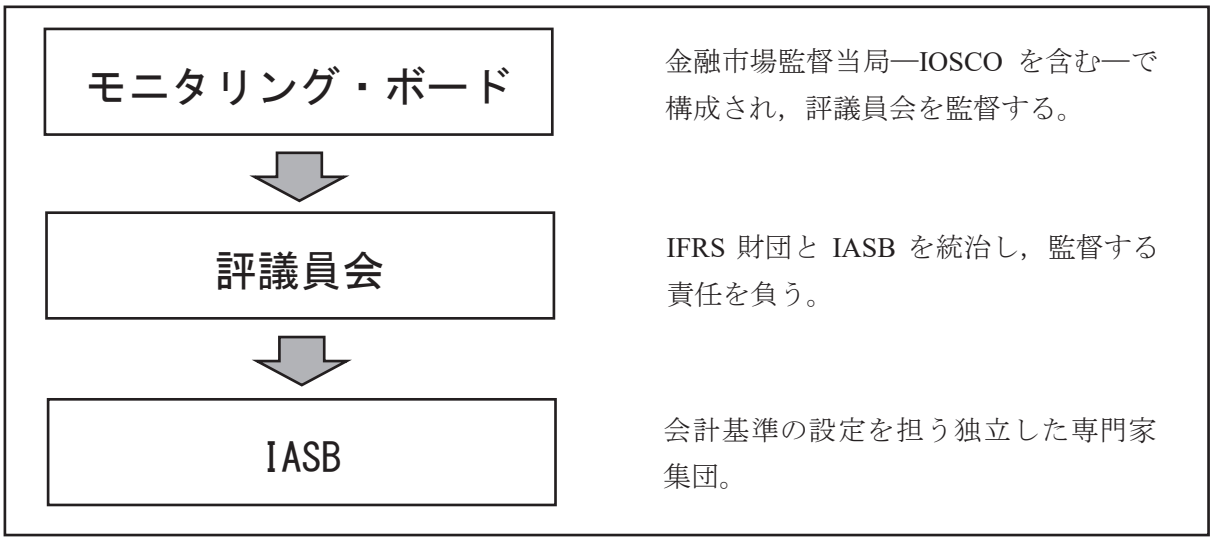

（出所）IOSCO［2021c］, p.37. なお，一部分を修正した。これに関しては，IFRS 財団及び国際会計基準審議会［2017］3 頁も参照。

ここで明らかなように，IASC は，1987 年から IOSCO と接触し始め，1988 年に IOSCO からその活動に関する支持を得ている。また，IASC が，1995 年に IOSCO との協定を結び，IOSCO と協力しながらコア・スタンダードの開発に取り組んだ結果，IOSCO は，2000 年の総会において，加盟国に対して多国籍企業が IAS を使用することを推奨するとともに，今後も IASC の作業と構造に関与し続けるであろうと表明する決議案を承認している。その後，IASC に代わって，IASB と IASC 財団―現在の IFRS 財団―が 2001 年に設立され，さらに IFRS 財団を監督するモニタリング・ボードが，2009 年に設立された。モニタリング・ボードは，金融市場監督当局で構成されており，IOSCO もその一員として参加している。したがって，IOSCO は，1987 年以来，IASB（IASC）と IFRS 財団（IASC 財団）の活動に関与し続けている。

Ⅲ　IOSCO におけるサステナビリティ報告への取り組み

1.　GEMC『新興市場におけるサステナブル・ファイナンスと証券当局の役割』（2019 年）の分析

IOSCO 代表理事会は，2017 年 2 月に重点分野の 1 つとして，資本調達とサステナビリティ問題における証券市場の役割と，関連する証券規制の役割の分析に取り組むことに合意した。IOSCO 代表理事会の方針に沿って，GEMC は，サステナブル資本市場の発展に向けた主要な問題とこの取り組みにおいて証券当局が果たせる役割を検討することに同意し，2017 年 10 月に「新興市場におけるサステナビリティに関する

作業部会」（Working Group on Sustainability in Emerging Markets：以下，WGS と略称）を設立した。このプロジェクトは，新興市場におけるサステナブル資産とこの分野の進歩を促進するための対策に焦点を当て，資本市場におけるサステナブル・ファイナンスの発展に影響を与える問題をより深く理解することを目的としている。WGS は，2017 年 11 月に GEMC メンバーを対象に調査を実施するとともに，2018 年 7 月にロンドンで新興市場におけるサステナブル・ファイナンスに関する意見交換会を開催した。意見交換会には，証券当局，市場実務家および業界専門家を含む 52 名が出席した（GEMC［2019］, pp.3-4）。

GEMC の分析と意見交換会における市場参加者との議論に基づいて，GEMC は，2019 年 6 月に『新興市場』（2019 年）を公表した。『新興市場』（2019 年）は，加盟国がサステナブル金融商品に関する規制またはガイダンスと，ESG 固有のリスクに関する追加開示の要件を公表する際に考慮すべき，次のような 10 の勧告を示している（GEMC［2019］, p.1）。

- 勧告 1：証券発行体と規制機関による全体的なリスク評価とガバナンスにおける ESG 固有の問題の統合。
- 勧告 2：機関投資家による ESG 固有の問題を投資分析，戦略，全体的なガバナンスに組み込む。
- 勧告 3：ESG 固有の開示，報告およびデータ品質。
- 勧告 4：サステナブル金融商品の定義と分類。
- 勧告 5 から 9：サステナブル金融商品に関する特定の要件。
- 勧告 10：ESG 問題に対する能力と専門知識の構築（GEMC［2019］, p.1）。

ここでは，10 の勧告が示されているが，特に勧告 3 は，証券発行体に対する ESG 情報の開示について言及している。その上で，『新興市場』（2019 年）は，勧告 3 について，次のように述べている。

GEMC の調査結果と 2018 年 7 月に開催された GEMC 意見交換会でも示されているように，「認められた基準の欠如（lack of accepted standards）」は，「サステナブル資本市場の発展に対する主要な障害の 1 つ（one of the main impediments）」である。したがって，開示の品質に焦点を置き，「サステナビリティの枠組み」と一貫した分類法を導入する必要がある。投資家が「適切な投資の意思決定」を下すには，明確で一貫性のある比較可能なデータが必要である。これらの勧告は，ESG 固有の問題に関する開示要件を確立し，ESG 固有の報告に対する適切なデータ品質を確保するための措置を講じることによって，「ESG 固有のリスクと機会の透明性」を高めるのに役立つことを目的としている（GEMC［2019］, p.15）。ここでは，ESG 情報の開示に関する認められた基準の欠如をサステナブル資本市場の主要な障害とみなしており，そのために，この問題に取り組む必要性が述べられている。

ここで明らかなように，IOSCO 代表理事会は，2017 年 2 月に重点分野の 1 つとして，資本調達とサステナビリティ問題における証券市場の役割と，関連する証券規制の役割の分析に取り組むことに合意した。この方針に沿って，GEMC は，2017 年 10 月に WGS を設立し，この取り組みを経て，『新興市場』（2019 年）を公表した。『新興市場』（2019 年）は，ESG 情報の開示に関する認められた基準の欠如をサステナブル資本市場の主要な障害とみなしており，ESG 固有の開示，報告およびデータ品質に関する勧告を示している。

2. IOSCO『サステナブル・ファイナンス及び証券当局と IOSCO の役割』（2020 年）の分析

IOSCO は，2018 年 10 月にサステナブル・ファイナンス・ネットワーク（Sustainable Finance Network：以下，SFN と略称）を設立し，「様々なサステナビリティ問題」に関する体系的な議論を行うた

めのフォーラムを提供した。SFN は，証券当局が「サステナビリティへの取り組み」に取り組んでいる状況，証券当局が果たせる役割および直面する可能性のある課題を分析し，特に「サステナブル・ファイナンスの開示問題」，「投資家の意思決定との関連性（relevance for investor decision-making）」および業界主導の取り組みの発展に焦点を当ててきた（IOSCO［2020a］, p.1）。また，IOSCO は，2019 年 1 月に『企業の ESG 情報の開示に関する IOSCO 声明』（IOSCO［2019］：以下，『ESG 声明』と略称）を公表した。『ESG 声明』（2019 年）は，証券発行体が「投資家の意思決定」に重要な情報を開示する際に，ESG 問題を考慮することの重要性を示しており，自主的なフレームワークを促進する民間部門の取り組みを含め，ESG 情報の開示に関する動向を監視していくと述べている（IOSCO［2019］, pp.1, 4）。

SFN の取り組み，『ESG 声明』（2019 年）および『新興市場』（2019 年）を踏まえて，IOSCO は，2020 年 4 月に『サステナブル』（2020 年）を公表した。『サステナブル』（2020 年）は，「複数の多様なサステナビリティ基準」が存在することを「繰り返される問題（recurring issues）」の 1 つに挙げており（IOSCO［2020a］, pp.1, 23），サステナビリティ基準の多様性について，次のように述べている。

世界中で，特に ESG 問題に関する証券発行体の開示に関して，第三者による多数の ESG フレームワークと基準が現れている。SFN は，これらの多くは詳細な要件がなく，事実上高い水準かつ自主的なものであり，意図的に証券発行体と資産運用会社に開示を調整する「柔軟性（flexibility）」を与えていると指摘した。「ESG 関連フレームワークの多様かつ自主的な性質」は，金融市場参加者と財務アドバイザーによる「ESG 関連開示の信頼性と有用性（reliability and usefulness）」を低下させる可能性がある。「既存のフレームワークの多様性」は，「企業だけでなく投資家にとっても問題（problem）」である（IOSCO［2020a］, pp.23-25）。

ここでは，多数の ESG 関連のフレームワークと基準が現れているが，これらの多様かつ自主的な性質によって，ESG 関連開示の信頼性と有用性を低下させる可能性があり，既存のフレームワークの多様性は，企業だけでなく投資家にとっても問題であると指摘している。その上で，『サステナブル』（2020 年）は，「（1）透明性への取り組みと（2）投資家保護の促進」という「2 つの主要な目的」を推進するために，サステナブル・ファイナンス・タスクフォース（Sustainable Finance Task Force：以下，STF と略称）を設立し，サステナビリティ報告に関して，開示基準設定機関と連携していくという方針を示した（IOSCO［2020a］, p.29）。

ここで明らかなように，IOSCO は，2018 年に SFN を設立し，SFN の取り組み，『ESG 声明』（2019 年）および『新興市場』（2019 年）を踏まえて，2020 年 4 月に『サステナブル』（2020 年）を公表した。『サステナブル』（2020 年）は，多数の ESG 関連のフレームワークと基準が現れているが，これらの多様かつ自主的な性質によって，ESG 関連開示の信頼性と有用性を低下させる可能性があり，既存のフレームワークの多様性は，企業だけでなく投資家にとっても問題であると指摘している。したがって，IOSCO は，『新興市場』（2019 年）と同様にサステナビリティ基準の多様性を問題視した上で，STF を設立している。

Ⅳ　IFRS 財団におけるサステナビリティ報告への取り組み

1.　IFRS 財団『サステナビリティ報告に関する協議ペーパー』（2020 年）の分析

IFRS 財団の評議員会は，2019 年 1 月に「将来の戦略」の評価を開始し，検討が進む中で，「サステナビリティ報告」がステークホルダーの間で関心が高まっていることが明らかになった。そこで，評議員会は，2019 年 10 月に「サステナビリティ報告」における進展が IFRS 財団の「将来の戦略」の評価に関する主要な要素となると考え，追加の調査と分析を行うための「タスクフォース」を設立した。評議員会のタスクフォー

スは，投資家と作成者のコミュニティ，中央銀行，規制当局，公共政策立案者，監査法人および他のサービス提供者を含むサステナビリティ報告に関与する多様なステークホルダーと「非公式に（informally）」対話を行ってきた（IFRS Foundation［2020］, paras.4, A1-A3：邦訳［2020］6，22 頁）。この取り組みに対しては，IOSCO 側のタスクフォースである STF も，「IFRS 財団と建設的な対話（constructive dialogue）」を行ってきた（IOSCO［2020b］, p.2）。この非公式の対話を経て，評議員会は，「IFRS 財団」が「基準設定活動」をこの領域に拡大すべきかどうかについての協議ペーパーを作成すべきであることに同意し，2020 年 9 月に『協議ペーパー』（2020 年）を公表した（IFRS Foundation［2020］, paras.A4-A5：邦訳［2020］22 頁）。

まず，『協議ペーパー』（2020 年）は，IFRS 財団がサステナビリティ報告に対してどのような対応ができるかについて，（a）現状を維持する，（b）既存の取り組みの進行役になる，および（c）サステナビリティ基準審議会を設立し，既存の取り組みと協力し，それらの作業を基礎とする基準設定機関になるという 3 つのアプローチを示している。その中で，『協議ペーパー』（2020 年）は，「IFRS 財団のガバナンス構造の下で国際的なサステナビリティ基準を開発するための新しいサステナビリティ基準審議会（SSB）〔現在の ISSB〕を創設すること」を提案している。この「SSB〔現在の ISSB〕」は，IASB とともに，モニタリング・ボードと評議員会の下で運営されることも提案されている（IFRS Foundation［2020］, paras.22-23, 29-30：邦訳［2020］11 － 13 頁）。『協議ペーパー』（2020 年）で提案された新しいガバナンス構造は，図表 2 のように纏められる。

図表 2 『協議ペーパー』（2020 年）で提案された新しい IFRS 財団のガバナンス構造

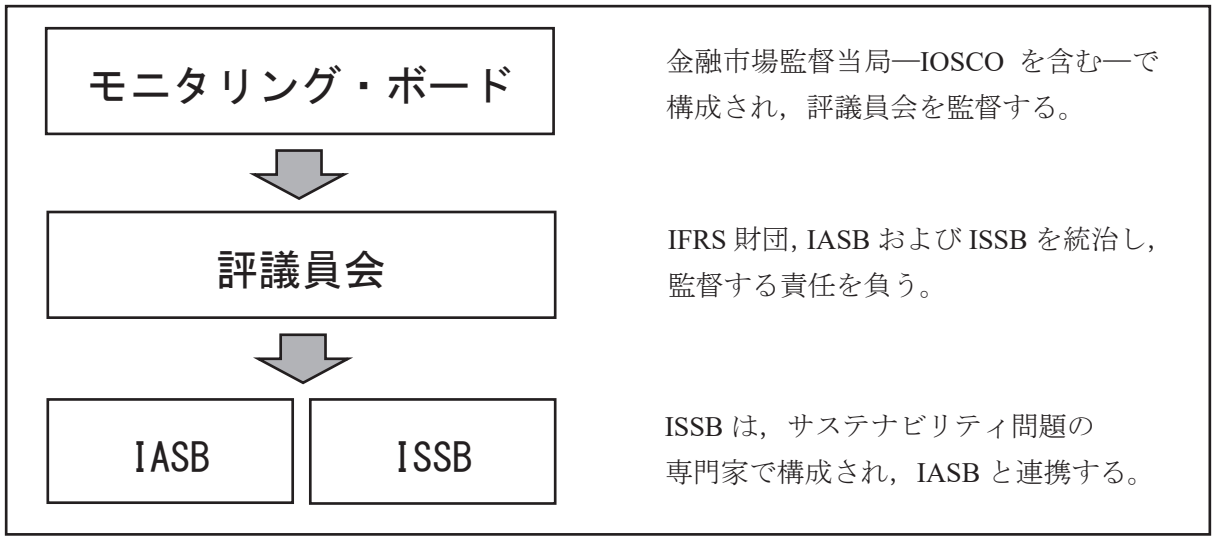

（出所）IOSCO［2021c］, p.37. なお，一部分を修正した。

また，『協議ペーパー』（2020 年）は，「重要性の概念（concept of materiality）」を検討する際には，サステナビリティ報告の目的，当該目的を達成するためにどのような情報が必要か，およびどのステークホルダーが企業の報告する情報を利用するのかを決定することが重要であると述べている。『協議ペーパー』（2020 年）は，IFRS 財団の現在の使命が頑健で信頼性と透明性のある情報を，一般目的財務諸表の主要な利用者の意思決定のためのインプットとして提供することであるとした上で（IFRS Foundation［2020］, paras.44, 46：邦訳［2020］17 頁），重要性に対するアプローチについて，次のように述べている。

IFRS 財団の現在の任務とアプローチを踏まえて，一部のステークホルダーは，当財団が「SSB〔現在の ISSB〕」を設立するとした場合には，目的適合性のある事象（例えば，気候変動）が報告企業に与える影響に関する情報を生み出すことに焦点を当てるべきであるという考えを示した。これは，投資家とその他の市場参加者（財務報告の主要な対象者）の「意思決定」を支援することになるからである。他方，一部のステークホルダーは，「『ダブル・マテリアリティ』の原則（principle of 'double materiality'）」を参照して基準を開発することに関心を有しており，その原則の下では，報告企業がより幅広い環境に与える影響も報告されることになる。この場合，その開示は，通常企業が環境に与える影響についての多数のステークホルダーの理解にとって重要性がある問題に関するものである。「SSB〔現在の ISSB〕」が「ダブル・マテリアリティ・アプローチ」を開始することは，作業の「複雑性」を大きく増大させることになり，基準の採用に影響を与えたり遅延させたりするだろう。したがって，「漸進主義的なアプローチ（gradualist approach）」が推奨される。設立することとなった場合，「SSB〔現在の ISSB〕」は，当初投資家とその他の市場参加者にとって最も目的適合性のあるサステナビリティ情報に注力することになるであろう（IFRS Foundation［2020］, paras.47-48, 50：邦訳［2020］17 － 18 頁）。

ここでは，まず重要性の概念を検討する場合，シングル・マテリアリティ・アプローチとダブル・マテリアリティ・アプローチという 2 つのアプローチが存在すると述べられており，後者の方が，焦点を当てる報告の内容と対象者に関して，より広範な概念と考えられる。それに対して，『協議ペーパー』（2020 年）は，当初投資家とその他の市場参加者にとって最も目的適合性のあるサステナビリティ情報に注力するという漸進主義的なアプローチを推奨している。すなわち，『協議ペーパー』（2020 年）は，「投資家」を「IFRS サステナビリティ基準の対象者」とすることを提案している（IFRS Foundation［2021d］, p.24）。

ここで明らかなように，IFRS 財団の評議員会は，2019 年 10 月にサステナビリティ報告に関するタスクフォースを設立した。評議員会のタスクフォースは，規制当局を含むステークホルダーと非公式な対話を行っており，この対話は，IOSCO とも行われた。このような対話を経て公表された IFRS 財団の『協議ペーパー』（2020 年）では，サステナビリティ基準に関する新しい審議会の設立と，重要性に対するアプローチとして，当初投資家とその他の市場参加者にとって最も目的適合性のあるサステナビリティ情報に注力するという漸進主義的なアプローチを推奨しており，投資家を IFRS サステナビリティ基準の対象者とすることを提案している。

2. 『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レター分析

『協議ペーパー』（2020 年）は，次のような質問を提示し，コメント・レターの募集を行っている（IFRS Foundation［2020］, para.3：邦訳［2020］6 頁）。

- （質問 1）国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の国際的なセットの必要性はあるか。（a）その必要性があるとした場合，IFRS 財団は，これらの基準の設定において役割を果たし，基準設定活動をこの領域に拡大すべきか。（b）その必要性がないとした場合，どのようなアプローチを採用すべきか。
- （質問 2）IFRS 財団の既存のガバナンス構造の下で運営される「SSB〔現在の ISSB〕」の設立は，サステナビリティ報告における一層の一貫性と国際的な比較可能性を達成するための適切なアプローチであるか。
- （質問 3）「SSB〔現在の ISSB〕」が成功するための要件について，コメントまたは追加提案はあるか。

- （質問 4）IFRS 財団は，「SSB〔現在の ISSB〕」基準の採用と一貫した適用を国際的に支援するためにステークホルダーとの関係を活用できるか。活用できる場合，どのような条件の下で活用できるか。
- （質問 5）IFRS 財団は，一層の国際的な一貫性を達成するために，サステナビリティ報告における既存の取組みをどのようにして基礎とし協力するのが最善か。
- （質問 6）IFRS 財団は，一貫したサステナビリティ報告のための国際的な解決策を見出すために，既存の各法域の取組みをどのようにして基礎とし協力することが最善か。
- （質問 7）IFRS 財団が，「SSB〔現在の ISSB〕」を設立するとした場合，その任務をサステナビリティ報告の他の領域に拡大する前に，気候に関連した財務開示を最初に開発すべきか。
- （質問 8）「SSB〔現在の ISSB〕」は，気候関連リスクに焦点を当てた定義を設けるべきか，それともより幅広い環境要因を考慮すべきか。
- （質問 9）第 50 項に示した「SSB〔現在の ISSB〕」が採り得る重要性に対するアプローチ案に同意するか。
- （質問 10）開示すべきサステナビリティ情報は，監査可能または外部の保証の対象であるべきか。そうでないとした場合，開示される情報を信頼性があり意思決定に有用なものとするために，どのような異なる種類の保証が受入可能か。
- （質問 11）ステークホルダーが，他のコメントまたは関連事項を指摘することを歓迎する（IFRS Foundation［2020］, pp.15-16：邦訳［2020］20 － 21 頁）。

以下では，質問 2 と質問 9 を中心にコメント・レター分析を行い，①新しいサステナビリティ基準審議会の設立と，②投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることという 2 つの論点に関する賛否を集計する。その際，論点②の分析に関しては，質問 9 に賛成していれば，投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることに賛成したものとみなす。『協議ペーパー』（2020 年）には，577 通のコメント・レターが提出されている。コメント・レターの内訳について，地域別では，欧州 201 通 ／ 577 通（35%），北米 82 通 ／ 577 通（14%），アジア・オセアニア 68 通 ／ 577 通（12%），中南米 24 通 ／ 577 通（4%），アフリカ 23 通 ／ 577 通（4%）および国際機関・国籍不明 179 通 ／ 577 通（31%）であった。また，業種別では，市場参加者 169 通 ／ 577 通（29%），ESG 業界 124 通 ／ 577 通（21%），会計業界 75 通 ／ 577 通（13%），行政・規制機関 55 通 ／ 577 通（10%），およびその他・個人 154 通 ／ 577 通（27%）であった。投稿者数の内訳は，図表 3（地域別）と図表 4（業種別）のようにそれぞれ纏められる。

図表 3　コメント・レターの投稿者の種類と投稿数（地域別）

投稿者の地域	投稿数	%
欧州	201	35
北米	82	14
アジア・オセアニア	68	12
中南米	24	4
アフリカ	23	4
国際機関・国籍不明	179	31
合計	577	100

（出所）IFRS Foundation［2021b］・［2021c］の内容に基づき，筆者が作成した。

図表 4　コメント・レターの投稿者の種類と投稿数（業種別）

投稿者の業種	投稿数	%
市場参加者	169	29
ESG 業界	124	21
会計業界	75	13
行政・規制機関	55	10
その他・個人	154	27
合計	577	100

（出所）IFRS Foundation［2021b］・［2021c］の内容に基づき，筆者が作成した。

その中で，論点①：新しいサステナビリティ基準審議会の設立に関する賛否を示した見解は 522 通あり，賛成が 381 通 ／ 522 通（73%），反対が 141 通 ／ 522 通（27%）であった。地域別の内訳について，欧州は，賛成が 152 通 ／ 187 通（81%），反対が 35 通 ／ 187 通（19%）であった。北米は，賛成が 69 通 ／ 75 通（92%），反対が 6 通 ／ 75 通（8%）であった。アジア・オセアニアは，賛成が 56 通 ／ 62 通（90%），反対が 6 通 ／ 62 通（10%）であった。中南米は，賛成が 21 通 ／ 23 通（91%），反対が 2 通 ／ 23 通（9%）であった。アフリカは，賛成が 21 通 ／ 22 通（95%），反対が 1 通 ／ 22 通（5%）であった。国際機関・国籍不明は，賛成が 62 通 ／ 153 通（41%），反対が 91 通 ／ 153 通（59%）であった。業種別の内訳について，市場参加者は，賛成が 141 通 ／ 157 通（90%），反対が 16 通 ／ 157 通（10%）であった。ESG 業界は，賛成が 91 通 ／ 112 通（81%），反対が 21 通 ／ 112 通（19%）であった。会計業界は，賛成が 71 通 ／ 72 通（99%），反対が 1 通 ／ 72 通（1%）であった。行政・規制機関は，賛成が 48 通 ／ 49 通（98%），反対が 1 通 ／ 49 通（2%）であった。その他・個人は，賛成が 30 通 ／ 132 通（23%），反対が 102 通 ／ 132 通（77%）であった。論点①に関する賛否の集計結果は，図表 5（地域別）と図表 6（業種別）のようにそれぞれ纏められる。

図表 5　論点①：新しいサステナビリティ基準審議会の設立に関する賛否（地域別）

投稿者の地域	賛否を示した投稿数	賛成	%	反対	%
欧州	187	152	81	35	19
北米	75	69	92	6	8
アジア・オセアニア	62	56	90	6	10
中南米	23	21	91	2	9
アフリカ	22	21	95	1	5
国際機関・国籍不明	153	62	41	91	59
合計	522	381	73	141	27

（出所）IFRS Foundation［2021b］・［2021c］の内容に基づき，筆者が作成した。

図表 6　論点①：新しいサステナビリティ基準審議会の設立に関する賛否（業種別）

投稿者の業種	賛否を示した投稿数	賛成	%	反対	%
市場参加者	157	141	90	16	10
ESG 業界	112	91	81	21	19
会計業界	72	71	99	1	1
行政・規制機関	49	48	98	1	2
その他・個人	132	30	23	102	77
合計	522	381	73	141	27

（出所）IFRS Foundation［2021b］・［2021c］の内容に基づき，筆者が作成した。

次に，論点②：投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることに関する賛否を示した見解は 520 通あり，賛成が 220 通 ／ 520 通（42%），反対が 300 通 ／ 520 通（58%）であった。地域別の内訳について，欧州は，賛成が 78 通 ／ 191 通（41%），反対が 113 通 ／ 191 通（59%）であった。北米は，賛成が 48 通 ／ 75 通（64%），反対が 27 通 ／ 75 通（36%）であった。アジア・オセアニアは，賛成が 37 通 ／ 57 通（65%），反対が 20 通 ／ 57 通（35%）であった。中南米は，賛成が 12 通 ／ 22 通（55%），反対が 10 通 ／ 22 通（45%）であった。アフリカは，賛成が 14 通 ／ 22 通（64%），反対が 8 通 ／ 22 通（36%）であった。国際機関・国籍不明は，賛成が 31 通 ／ 153 通（20%），反対が 122 通 ／ 153 通（80%）であった。業種別の内訳について，市場参加者は，賛成が 90 通 ／ 155 通（58%），反対が 65 通 ／ 155 通（42%）であった。ESG 業界は，賛成が 40 通 ／ 117 通（34%），反対が 77 通 ／ 117 通（66%）であった。会計業界は，賛成が 52 通 ／ 69 通（75%），反対が 17 通 ／ 69 通（25%）であった。行政・規制機関は，賛成が 22 通 ／ 45 通（49%），反対が 23 通 ／ 45 通（51%）であった。その他・個人は，賛成が 16 通 ／ 134 通（12%），反対が 118 通 ／ 134 通（88%）であった。

この反対意見 300 通中，ダブル・マテリアリティの支持を理由に挙げているコメント・レターは，全体で 163 通 ／ 300 通（54%）であった。地域別の内訳では，欧州 83 通 ／ 113 通（73%），北米 17 通 ／ 27 通（63%），アジア・オセアニア 16 通 ／ 20 通（80%），中南米 6 通 ／ 10 通（60%），アフリカ 8 通 ／ 8 通（100%）および国際機関・国籍不明 33 通 ／ 122 通（27%）であった。国際機関・国籍不明を除いて，多くの地域では，ダブル・マテリアリティの支持を反対理由に挙げている。また，業種別では，市場参加者 52 通 ／ 65 通（80%），ESG 業界 59 通 ／ 77 通（77%），会計業界 16 通 ／ 17 通（94%），行政・規制機関 19 通 ／ 23 通（83%），およびその他・個人 17 通 ／ 118 通（14%）であった。その他・個人を除いて，多くの業種では，ダブル・マテリアリティの支持を反対理由に挙げている。論点②に関する賛否の集計結果は，図表 7（地域別）と図表 8（業種別）のようにそれぞれ纏められる。

図表 7　論点②：投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることに関する賛否（地域別）

投稿者の地域	賛否を示した投稿数	賛成	%	反対	%	（反対のうちダブル・マテリアリティを支持するコメント・レター数と割合）
欧州	191	78	41	113	59	83　（73%）
北米	75	48	64	27	36	17　（63%）
アジア・オセアニア	57	37	65	20	35	16　（80%）
中南米	22	12	55	10	45	6　（60%）
アフリカ	22	14	64	8	36	8（100%）
国際機関・国籍不明	153	31	20	122	80	33　（27%）
合計	520	220	42	300	58	163　（54%）

（出所）IFRS Foundation［2021b］・［2021c］の内容に基づき，筆者が作成した。

図表 8　論点②：投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることに関する賛否（業種別）

投稿者の業種	賛否を示した投稿数	賛成	%	反対	%	（反対のうちダブル・マテリアリティを支持するコメント・レター数と割合）
市場参加者	155	90	58	65	42	52（80%）
ESG 業界	117	40	34	77	66	59（77%）
会計業界	69	52	75	17	25	16（94%）
行政・規制機関	45	22	49	23	51	19（83%）
その他・個人	134	16	12	118	88	17（14%）
合計	520	220	42	300	58	163（54%）

（出所）IFRS Foundation［2021b］・［2021c］の内容に基づき，筆者が作成した。

ところで，『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レターのうち，文言が類似する 92 通のコメント・レターがあった。そのコメント・レターの 1 つは，次のように述べている。

サステナビリティ報告は，金融業界の関係者だけでなく，「企業に関する全てのステークホルダーの利益」を目的としているべきである。サステナビリティ報告は，主流の財務報告に組み込まれるべきであり，IFRS 財団が提案しているような別個の問題として扱われるべきではない。「別個のサステナビリティ基準審議会」の提案が採用された場合，グリーン・ウォッシュ [8] として扱われる恐れがある（IFRS Foundation［2021b］, No.25, pp.1-2）。

ここでは，新しいサステナビリティ基準審議会の設立と，投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることにいずれも反対している。これらのコメント・レターの投稿者は，Sheffield University Management School の教員である Richard Murphy と Adam Leaver の見解（コメント・レター 23 番）を支持するグループであると考えられる。Murphy と Leaver は，Corporate Accountability Network という企業の役員も務めており，「企業に関する全てのステークホルダーの利益」のために会計の改善を求めるキャンペーンを行っている。また，彼らは，質問 2 と 9 に対して反対している（IFRS Foundation［2021b］, No.23, pp.1-2, 8-10）。そして，すでに述べた 92 通のコメント・レターの中には，Murphy と Leaver の見解に対する支持を表明したり，彼らの文書を添付したりするものが 21 通あった（IFRS Foundation［2021b］,

Nos.25, 66-67, 72, 182, 184-185, 289, 442, 444-445, 551-557, 559-561)。したがって，これらのコメント・レターは，Murphy と Leaver のキャンペーンから影響を受けたものと推定される。

ただし，Miller et al.［2016］では，米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下，FASB と略称）のデュー・プロセスにおいて，複数の回答者からコメント・レターのコピーが提出されてもそれに説得力はない（Miller et al.［2016］, p.74：邦訳［2017］102 頁）と指摘されている。この指摘は，FASB に関するものであるが，ISSB の設立という IFRS 財団のデュー・プロセスにおいても同様に，このような内容の類似するコメント・レターは，説得力を持たず，反対の見解は，さらに影響力が低下したと推定される。実際に，論点②に関しては，投稿数の上では反対多数であったにもかかわらず，IFRS 財団の評議員会は，投資家を IFRS サステナビリティ基準の対象者とするという提案に，「回答者から幅広い支持（broad support from respondents）」があったと受け止めている（IFRS Foundation［2021d］, p.24）。一方，IOSCO は，『協議ペーパー』（2020 年）に対するコメント・レターを提出し，次のように述べている。

IOSCO は，「SSB〔現在の ISSB〕」創設の検討を含め，IFRS 財団の評議員会のサステナビリティ報告への取り組みを支持する。「報告書〔『サステナブル』（2020 年）〕」は，「複数かつ多様なサステナビリティのフレームワークと基準から生じる潜在的な問題」を強調していた。この報告書に加えて，IOSCO の STF は，証券発行体のサステナビリティ関連開示を改善することを目的とした専用のワークストリームを立ち上げた。この作業は，2020 年 6 月から進められてきた。STF は，投資家とその他の市場参加者にとって「重要かつ意思決定に有用な開示カテゴリー」を特定することに取り組んでいる。この取り組みの一環として，IOSCO は，「IFRS 財団との建設的な対話」を開始した。IOSCO は，IASB と並んで「新たな SSB〔現在の ISSB〕」を設立する選択肢を検討することに特に重点を置き，この対話を継続することを楽しみにしている（IOSCO［2020b］, pp.1-2）。ここでは，IOSCO が新しい審議会の設立に賛成するとともに，重要性に対する賛否については述べていないものの，投資家とその他の市場参加者に対する意思決定に有用なサステナビリティ情報の開示を重視している。

ここで明らかなように，『協議ペーパー』（2020 年）には，577 通のコメント・レターが提出された。そのうち，新しいサステナビリティ基準審議会の設立に関する賛否を示した見解は 522 通あり，賛成が 381 通 ／ 522 通（73%），反対が 141 通 ／ 522 通（27%）と，賛成が反対を大きく上回った。特に，地域別では，国際機関・国籍不明を除くと，いずれの地域でも賛成が 80% 以上の圧倒的多数であり，業種別では，その他・個人を除くと，いずれの業種でも賛成が 80% 以上の圧倒的多数であった。一方，投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることに関する賛否を示した見解は 520 通あり，賛成が 220 通 ／ 520 通（42%），反対が 300 通 ／ 520 通（58%）と，反対が賛成を上回った。地域別では，北米，アジア・オセアニア，中南米およびアフリカは賛成多数であったが，欧州と国際機関・国籍不明は反対多数であった。業種別では，市場参加者と会計業界は賛成多数であったが，ESG 業界，行政・規制機関およびその他・個人は反対多数であった。この反対意見の多くは，ダブル･マテリアリティの支持を理由に挙げていた。ただし，新しいサステナビリティ基準審議会の設立と，投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることにいずれも反対しているコメント・レターのうち，92 通は，文言が類似しており，これらのコメント・レターは，ISSB 設立の審議においても説得力を持たず，反対意見は，影響力が低下したと推定される。一方，IOSCO のコメント・レターでは，ISSB の設立に賛成するとともに，重要性に対する賛否は示されなかったものの，投資家とその他の市場参加者に対する意思決定に有用なサステナビリティ情報の開示を重視することを表明している。

3. 国際サステナビリティ基準審議会の設立に向けた取り組みの分析

IFRS 財団の評議員会は,『協議ペーパー』(2020 年) への回答を踏まえ, 2021 年 2 月に, サステナビリティ報告におけるグローバルな一貫性と比較可能性を改善するための要求が高まり, IFRS 財団がこの役割を果たすことへの「幅広い需要」があると表明し,「新しい審議会」を設立する可能性に向けて取り組み始めた(IFRS Foundation［2021a］)。この IFRS 財団の声明を受けて, IOSCO は, IFRS 財団の下でサステナビリティ基準審議会の設立に向けた取り組みが行われることを歓迎する声明を公表した。その際, IOSCO は,「既存のサステナビリティ報告組織の取り組み」に基づくことで, IFRS 財団が「投資家に対するサステナビリティ関連財務報告に関する一組の共通の国際基準の開発」を開始することができると述べ,「既存のサステナビリティ関連の報告フレームワークの内容」を活用するよう奨励している (IOSCO［2021a］, pp.2-3)。

コメント・レターの意見に基づき, また,「IOSCO 代表理事会の声明に促されて (encouraged by the IOSCO board statement)」, IFRS 財団は,「IFRS のサステナビリティ基準」が,「投資家と世界の資本市場におけるその他の参加者の意思決定にとって重要な情報 (information material to the decisions of investors and other participants in the world's capital markets)」に焦点を当てるという戦略的な方向性を決定した (IFRS Foundation［2021d］, p.27)。そして, IFRS 財団の評議員会は, ISSB の設立に向けて 2021 年 3 月に, IFRS 財団が議長を務める技術的準備ワーキング・グループ (Technical Readiness Working Group：以下, TRWG と略称) を設立した。TRWG は, 気候開示基準委員会, IASB, TCFD, 価値報告財団―サステナビリティ会計基準審議会と国際統合報告評議会を代表―, 世界経済フォーラムおよびそのステークホルダー資本主義測定イニシアティブの代表者で構成されており, IOSCO と国際公会計基準審議会が, オブザーバーとして参加している (ISSB［2022b］, para.BC1：邦訳［2022b］6 頁)。一方, IOSCO も, 2021 年 3 月に TRWG との連携を図るための技術的専門家グループを設立した (IOSCO［2021b］, p.1)。

最終的に, IFRS 財団は, ISSB を設立するため, 2021 年 10 月に定款を改定した (IFRS Foundation［2021e］, Preface)。改定後の定款では,「これら〔IFRS 会計基準と IFRS サステナビリティ開示基準という〕補完的な一組の IFRS 基準」は, 投資家と世界の資本市場の他の参加者が「経済的意思決定」を行う際に役立つ「財務諸表とサステナビリティ開示」において,「高品質で透明性のある比較可能な情報」を提供することを目的としている (IFRS Foundation［2021e］, para.2)。すなわち, ISSB のサステナビリティ開示基準も, 経済的意思決定に役立つ情報の提供を目的としている。

ここで明らかなように, IFRS 財団は, コメント・レターの回答と IFRS 財団の取り組みを支持する IOSCO の声明に促され, 投資家と世界の資本市場におけるその他の参加者の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てるという戦略的な方向性を決定し, ISSB 設立に向けた取り組みを進めるため, 2021 年 3 月に TRWG ―IOSCO もオブザーバーとして参加―を設立した。また, IOSCO も, 2021 年 3 月に TRWG との連携を図るための技術的専門家グループを設立した。TRWG の活動を経て, IFRS 財団は, 2021 年 10 月に定款を改定し, ISSB を設立した。改定後の定款では, ISSB のサステナビリティ開示基準も, 経済的意思決定に役立つ情報の提供を目的としている。

Ⅴ おわりに

ここでは, ISSB の設立過程を纏めておきたい。IASC は, 1987 年から IOSCO と接触し始め, 1988 年に IOSCO からその活動に関する支持を得ている。IOSCO は, 現在も IFRS 財団のモニタリング・ボードの一員として参加している。したがって, IOSCO は, 1987 年以来, IASB (IASC) と IFRS 財団 (IASC 財団) の活

動に関与し続けている。そのIOSCOは，2019年頃からサステナブル・ファイナンスの課題を検討する中で，複数の多様なサステナビリティ基準が存在することを問題視していた。IOSCOに呼応するかのように，IFRS財団の評議員会は，2019年からサステナビリティ報告に関するタスクフォースを設立した。タスクフォースは，規制当局とも非公式な対話を行っており，IOSCO側のタスクフォースであるSTFも，IFRS財団との対話に関与していた。その後，IFRS財団は，『協議ペーパー』（2020年）を公表し，①サステナビリティ基準に関する新しい審議会の設立と，②重要性に対するアプローチを問う際に，投資家をIFRSサステナビリティ基準の対象者とすることを提案している。

『協議ペーパー』（2020年）に対するコメント・レターでは，新しいサステナビリティ基準審議会の設立―論点①―に関しては，賛成が反対を大きく上回った（図表5と6参照）が，投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てること―論点②―に関しては，反対が賛成を上回った（図表7と8参照）。論点②に対する反対意見の多くは，ダブル・マテリアリティの支持を理由に挙げていた。ただし，論点①と論点②のいずれも反対しているコメント・レターのうち，文言の類似するものが多く提出されていたが，これらのコメント・レターは，ISSB設立の審議においても説得力を持たず，反対意見は，影響力が低下したと推定される。一方，IOSCOのコメント・レターでは，ISSBの設立に賛成するとともに，重要性に対する賛否は示されなかったものの，投資家とその他の市場参加者に対する意思決定に有用なサステナビリティ情報の開示を重視することを表明している。

『協議ペーパー』（2020年）に対するコメント・レターの回答と，IFRS財団の取り組みを支持するIOSCOの声明に促されて，IFRS財団は，①ISSBの設立と②IFRSのサステナビリティ基準が，投資家とその他の市場参加者の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てるという戦略的な方向性を決定した。この方向性に基づき，TRWG－IOSCOもオブザーバーとして参加－の活動を経て，IFRS財団の定款が改定され，ISSBが，2021年11月に設立された。

以上の考察から，ISSBは，IOSCOの動向―サステナビリティ基準の多様性を問題視する中，ISSBの設立に賛成し，投資家とその他の市場参加者に対する意思決定に有用なサステナビリティ情報の開示を重視することを表明している―と，『協議ペーパー』（2020年）に対するコメント・レター―ISSBの設立に関しては，賛成多数であり，投資家の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てることに関しては，文言が類似するものが多く，実質的に反対意見の影響力が低下していた―を踏まえ，特にIOSCOの影響を中心に受けながら設立されたものと考えられる。

注

（1） また，国際連合の総会は，2015年9月に「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し，「17の持続可能な開発目標（17 Sustainable Development Goals）」を示した（United Nations［2015］, Preamble）。これに関しては，植田［2018］16－17頁と小川［2020］52－53頁も参照。

（2） cf. Puroila and Mäkelä［2019］; Adams and Abhayawansa［2021］; Giner and Luque-Vílchez［2022］.

（3） これに関しては，菊谷［1994］37頁，白鳥［1998］15頁および椛田［2013］99頁も参照。

（4） これに関しては，古川［1996］37－38頁，白鳥［1998］16頁，Cafferman and Zeff［2007］, p.12および椛田［2013］99頁も参照。

（5） これに関しては，椛田［2017b］33－35頁も参照。なお，SECは，「IOSCOの委員会」を通じて，米国で承認できる会計上の開示のための「国際的な基盤」を確立するために，無活動状態にあった当時のIASCを再び活性化させようと試みていたとされる（Hopwood［1994］, p.244. 椛田［2017a］74頁も参照）。

（6） これに関しては，IASC Foundation［2002］, para.1，Pacter［2005］, p.71およびIFRS財団及び国際会計基準審議会［2017］3頁を参照。

（7） モニタリング・ボードの設立に際して，SEC スタッフは，2007 年に欧州委員会との協議において，欧州委員会が IASC 財団の評議員会の機能を監督する「外部メカニズム」，すなわち監視機関を構成する公的機関のグループに参加することで，より効果的に IASB に公的に説明責任を負わせることもできると提案している。その後，このような機関を設立する試みとして，SEC と欧州委員会が，「IOSCO を通じて」他の先進国の代表とともにわが国の金融庁に働きかけ，「共同合意（collective agreement）」を取り付け，モニタリング・ボードが設立されるに至ったとされている。これは，Ethiopis Tafara―元 SEC 国際局長―に対して，2010 年 6 月 29 日に行われたインタビュー調査によって，明らかにされている（Camfferman and Zeff［2015］, p.445）。

（8） グリーン・ウォッシュとは，サステナビリティの目標をどの程度満たしているかについて，投資家に誤解または誤った印象を与えることを目的とした行為を指す。グリーン・ウォッシュの例としては，商品や企業の情報に関して ESG の留意事項を過度に強調する行為などが挙げられる（IOSCO［2020a］, p.3）。

参考文献

Adams, C. and S. Abhayawansa［2021］, “Connecting the COVID-19 Pandemic, Environmental, Social and Governance (ESG) Investing and Calls for ‘Harmonisation’ of Sustainability Reporting,” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.82, pp.1-13, https://doi.org/10.1016/j.cpa.2021.102309 (accessed 2023-8-28).

Camfferman, K. and S. A. Zeff［2007］, *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford University Press.

Camfferman, K. and S. A. Zeff［2015］, *Aiming for Global Accounting Standards: The International Accounting Standards Board, 2001-2011*, Oxford University Press.

EFRAG［2021］, Final Report, *Proposals for a Relevant and Dynamic EU Sustainability Reporting Standard-setting*, EFRAG.

古川勇人［1996］「IOSCO における国際会計基準についての検討状況」『企業会計』第 48 巻第 1 号，34 － 39 頁。

G20［2015］, *Communiqué G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting*, 16-17 April 2015, Washington D.C., USA.

GEMC［2019］, Final Report, *Sustainable Finance in Emerging Markets and the Role of Securities Regulators*, IOSCO.

Giner, B. and M. Luque-Vílchez［2022］, “A Commentary on the ‘New’ Institutional Actors in Sustainability Reporting Standard-setting: A European Perspective,” *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, Vol.13, No.6, pp.1284-1309.

Hopwood, A. G.［1994］, “Some Reflections on ‘The Harmonization of Accounting within the EU’,” *European Accounting Review*, Vol.3, No.2, pp.241-253.

IASC and IOSCO［1995］, *Joint Press Release*, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/our-history/1995-iasc-iosco-joint-press-release.pdf (accessed 2023-8-28).

IASC Foundation［2002］, *IASC Foundation Constitution (revised)*, IASC Foundation.

IASC Foundation［2009］, *IASC Foundation Constitution*, IASC Foundation（企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳［2010］『国際財務報告基準（IFRS）2010』中央経済社）.

IFRS Foundation［2010］, *IFRS Foundation Constitution*, IFRS Foundation（企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳［2011］『国際財務報告基準（IFRS）2011』中央経済社）.

IFRS Foundation［2020］, *Consultation Paper on Sustainability Reporting*, IFRS Foundation（企業会計基準委員会訳［2020］『サステナビリティ報告に関する協議ペーパー』IFRS 財団）.

IFRS Foundation［2021a］, *IFRS Foundation Trustees Announce Next Steps in Response to Broad Demand for Global Sustainability Standards*, https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/02/trustees-announce-next-steps-in-response-to-broad-demand-for-global-sustainability-standards/ (accessed 2023-8-28).

IFRS Foundation［2021b］, *Consultation Paper and Comment Letters: Sustainability Reporting*, https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2021/sustainability-reporting/consultation-paper-and-comment-letters/#view-the-comment-letters (accessed 2023-8-28).

IFRS Foundation［2021c］, Agenda paper 2, *Consultation on Sustainability Reporting*, IFRS Foundation.
IFRS Foundation［2021d］, *IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on the Consultation Paper on Sustainability Reporting*, IFRS Foundation.
IFRS Foundation［2021e］, *IFRS Foundation Constitution*, IFRS Foundation.
IFRS Foundation Monitoring Board［2023］, Media Release, *IFRS Foundation Monitoring Board Meets in Tokyo, Japan*, IOSCO.
IFRS 財団及び国際会計基準審議会［2017］『IFRS 財団とその活動』IFRS 財団。
IOSCO［2000a］, *IASC Standards-Assessment Report*, IOSCO.
IOSCO［2000b］, *A Resolution on IASC Standards*, IOSCO.
IOSCO［2018］, *Annual Report 2017*, IOSCO.
IOSCO［2019］, *Statement on Disclosure of ESG Matters by Issuers*, IOSCO.
IOSCO［2020a］, Final Report, *Sustainable Finance and the Role of Securities Regulators and IOSCO*, IOSCO.
IOSCO［2020b］, *IOSCO Response to the IFRS Foundation Consultation on Sustainability Reporting*, IOSCO.
IOSCO［2021a］, Media Release, *IOSCO Sees an Urgent Need for Globally Consistent, Comparable, and Reliable Sustainability Disclosure Standards and Announces Its Priorities and Vision for a Sustainability Standards Board under the IFRS Foundation*, IOSCO.
IOSCO［2021b］, Media Release, *IOSCO Technical Expert Group to Undertake an Assessment of the Technical Recommendations to Be Developed as Part of the IFRS Foundation's Sustainability Project*, IOSCO.
IOSCO［2021c］, Final Report, *Report on Sustainability-related Issuer Disclosures*, IOSCO.
ISSB［2022a］, Exposure Draft, *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation（企業会計基準委員会訳［2022a］『公開草案　サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』IFRS 財団）.
ISSB［2022b］, Basis for Conclusions on Exposure Draft, *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation（企業会計基準委員会訳［2022b］『結論の根拠　公開草案　サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』IFRS 財団）.
ISSB［2023］, IFRS S1, *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, IFRS Foundation.
椛田龍三［2013］「会計グローバル化と原則主義的アプローチの胎動」『経理研究』第 56 号，94 － 110 頁。
椛田龍三［2017a］「会計における概念フレームワークの変容と二つの資産負債観―グローバルな組織と経済の金融化に関係づけて―」『ディスクロージャーニュース』Vol.35，71 － 78 頁。
椛田龍三［2017b］「グローバル・ガバナンス時代における IASC/IASB」『会計学研究』第 43 号，27 － 52 頁。
川津大樹［2023］『FASB 概念フレームワークの形成過程の論理―質的特性を中心として―』専修大学出版局。
菊谷正人［1994］『国際会計の研究』創成社。
Miller, P. B. W., P. R. Bahnson, and R. J. Redding［2016］, *The FASB: The People, the Process, and the Politics Fifth Edition*, Sigel Press（髙橋治彦訳［2017］『The FASB　財務会計基準審議会―その政治的メカニズム―（新版）』同文舘出版）.
小川哲彦［2020］「有価証券報告書における環境会計・SDGs・ESG 情報の開示に関する研究」『西南学院大学商学論集』第 67 巻第 2 号，47 － 58 頁。
Pacter, P.［2005］, "What Exactly Is Convergence?," *Accounting, Auditing and Performance Evaluation*, Vol.2, Nos.1/2, pp.67-83.
Puroila, J. and H. Mäkelä［2019］, "Matter of Opinion: Exploring the Socio-political Nature of Materiality Disclosures in Sustainability Reporting," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol.32, No.4, pp.1043-1072.
白鳥栄一［1998］『国際会計基準　なぜ，日本の会計基準はダメなのか』日経 BP 社。
TCFD［2017］, Final Report, *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*, TCFD.
TRWG［2021］, *Summary of the Technical Readiness Working Group's Programme of Work*, IFRS Foundation.
植田敦紀［2018］「SDGs に基づく持続的価値創造のための会計」『會計』第 194 巻第 3 号，16 － 30 頁。
United Nations［2015］, *Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development*, United Nations.

（付記）本稿は，グローバル会計学会第 6 回大会（2023 年 7 月 15 日開催）で報告したものに，加筆・修正したものである。大会当日は，司会者の溝上達也先生（松山大学），ご参加された金子友裕先生（東洋大学），鳥飼裕一先生（東洋大学），松井泰則先生（大原大学院大学）から貴重なご指摘を頂いた。ここに記して謝意を申し上げたい。なお，本稿のあり得べき誤謬等は，筆者個人の責に帰するものである。

（審査受付　2023 年 8 月 31 日）
（審査受理　2023 年 12 月 5 日）